

(7) 学術研究委員会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

学術研究委員会は、学術研究等の推進に関する事項について調査検討することを目的に設置されている。

イ 組織の構成及び構成員等

学術研究委員会は、学長が指名した副学長、附属図書館長、学校教育実践研究センター長、情報メディア教育支援センター長、学系長、コース長及び学長が指名した者若干人で構成されている。

学術研究委員会の下に、教員に係る高度な研究活動の推進への指導助言・発信等を所掌する学術研究委員会研究推進専門部会を置いている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会の開催状況**

令和3年度においては、学術研究委員会を次のとおり3回開催した。

- ・ 第1回 令和3年5月6日（木）
- ・ 第2回 令和3年9月16日（木）
- ・ 第3回 令和3年10月27日（水）～令和3年11月4日（木）書面審議

イ 審議された主な事項

- 1) 教育研究評議会の専門委員会における議決を教育研究評議会の議決と見なす審議事項
- 2) 令和4年度科研費獲得に向けた取組
- 3) 上越教育大学受託研究取扱規程の一部改正
- 4) 上越教育大学共同研究取扱規程の一部改正
- 5) 国立大学法人上越教育大学学術研究委員会規程の一部改正
- 6) 研究紀要及び教職大学院研究紀要の筆頭執筆者

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

- 1) 科研費申請に向けたインセンティブを高めるため、令和4年度科研費申請書類を研究代表者として所定の学内提出期限までに提出した教員に対して、令和3年度教育研究教員経費として5万円を追加配分した。
- 2) 受託研究及び共同研究の受入れの決定方法について、迅速かつ円滑化を図るため、教育研究評議会の議を経ずに、学長が受入れを決定できるようにした。また、昨年度の共同研究と同様に、受託研究の受入れを推進していくための環境整備として、受託研究の間接経費を直接経費の30%に相当する額となるように、受託研究取扱規程の一部を改正した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

前年度に引き続き、研究推進上の相談・要望などを受ける体制及び科学研究費助成事業の応募にあたり、申請書類の事前確認を行う体制等を維持し、学術研究等の推進に努めた。